ご存じですか

子育て支援の3つの制度

子ども手当　児童扶養手当　特別児童扶養手当

国では、子どもたちの健やかな育成と保護者の負担軽減のため、3つの子育て支援制度を設けています。その中の児童手当が、平成22年4月から子ども手当に変わりました。

子ども手当

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。

支給対象
15歳到達後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している人

支給額（1人当たりの月額）
1万3000円

支給月
6月、10月、2月に前月分までを支給（表①）

必要書類など
①申請者名義の金融機関口座の通帳
②厚生年金などに加入している場合は、申請者の健康保険証の写し
※公務員は、職場で手続き。

現在、児童手当を受給している人
現在、児童手当を受けている人は、子ども手当の新規申請は必要ありませんが、6月中に現況届の提出が必要です。また、児童手当対象の子どものほかに中学2・3年生の子どもがいる場合は額改定届が必要です。
※児童手当対象の子どもと、平成22年度の中学1年生までをいいます。

現況届 現況届は6月初旬に送付。必要書類をそろえ、6月中に提出してください。

額改定届 新たに子ども手当の対象となる子ども（中学2・3年生の子ども）がいる人は、額改定届の提出が必要です。対象者には、届け出書を郵送しています。

表① 児童手当および子ども手当支給額（平成22年度）

支給日	H22.6.10	H22.10.8	H23.2.10
児童手当	2・3月分		
子ども手当	4・5月分	6・7・8・9月分	10・11・12・1月分

表② 児童扶養手当支給額（月額）（平成22年度）

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	41,720円	46,720円	49,720円
一部支給	9,850円から41,710円	14,850円から46,710円	17,850円から49,710円

現在、児童手当を受給していない人
現在、児童手当を受けていない人は、新規申請が必要です。
※対象者には、世帯主に新規申請書を郵送していますが、請求者は世帯主ではなく養育者になります。

受付期間
①6月支給日から受給
5月7日（金）（必着）
②本年4月分から受給
9月30日（木）（必着）

元気な子どもは地域の宝（放課後児童クラブの一こま）

転出する人
子ども手当を受けている人が市外へ転出した場合、糸島市での受給資格はなくなります。転出先の市町村で必ず手続きしてください。

児童扶養手当

この手当は、父母の離婚や父の死亡などで母子世帯などになった場合に、児童を扶養する母親または養育者へ支給するものです。

支給要件
18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人で、要件を満たす場合。
※請求者本人と同居の扶養義務者には所得の制限があります。また、公的年金が受給できる場合や事実上の婚姻関係（内縁関係など）にある場合は手当を受けられないことがあります。

支給額 表②のとおり

支給月
毎年4月、8月、12月（それぞれ前月分までを支給）

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、国内に住所があり、精神または身体に障がいがある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されるものです。
※請求者本人や配偶者、同居の扶養義務者には所得の制限があります。

支給額（1人当たりの月額）
①重度障がい児（1級）
5万750円
②中度障がい児（2級）
3万3800円

支給月
毎年4月、8月、11月に前月分（11月のみ当月分含む）までを支給
※これらの手当の要件や必要書類など、詳しくは問い合わせください。

問い合わせ
糸島市子ども課
☎(332)2074

国民健康保険税の軽減制度

地方税法等の改正に伴い、平成22年4月から倒産や解雇、雇い止めなどにより離職をされた方の国民健康保険税（国保税）が軽減されることになりました。

軽減の対象となる人は、次に該当し、軽減の要件を満たしている人です。

対象者
①平成22年4月1日以降の離職・離職予定者
②平成21年3月31日から平成22年3月31日までに離職した人
※離職した時点で、65歳以上の人や季節雇用の人は対象となりません。

軽減の要件（別表）
前記の対象者で、離職の翌日から翌年度末までの期間において、次の要件に該当する人。
㋐雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職など）
㋑雇用保険の特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）として求職者給付（基本手当など）を受ける人
※対象者㋑の該当者は、受けていた人も含む。

軽減額
税額は、前年所得などから算定します。軽減は、前年の給与所得を100分の30とみなし算定します。

軽減期間
●対象者①に該当する人は、離職日の翌日から翌年度末までの期間。
●対象者②に該当する人は、平成22年度限り。
※平成21年度の国保税は対象となりません。
※雇用保険の求職者給付（基本手当など）を受ける期間とは異なります。
※国保加入中は、就職後も引き続き対象となりますが、社会保険に加入するなど国保を脱退すると終了します。

手続き方法
軽減を受けるには申告が必要です。

持参品 国民健康保険被保険者証（保険証）、雇用保険受給資格者証、印鑑

申請窓口 市役所本庁、国保年金課または、二丈・志摩支所の総合窓口課

問い合わせ
糸島市国保年金課
☎(323)1111

別表 ■雇用保険受給資格者証での判別

軽減の可否	離職理由コード	離職理由
○	11	解雇（12、50以外）
○	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
○	21	雇い止め（雇用期間3年以上雇い止め通知あり）
○	22	雇い止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
○	23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
×	24	期間満了
×	25	定年、移籍出向
○	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
○	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
○	33	正当な理由のある自己都合退職（31、32以外）
○	34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）
×	40	正当な理由のない自己都合退職
×	50	被保険者の責に帰すべき重大な理由による解雇
×	45	正当な理由のない自己都合退職〈受給資格決定前に被保険者期間が2か月以上（給付制限期間1か月）〉
×	55	被保険者の責に帰すべき重大な理由による解雇〈受給資格決定前に被保険者期間が2か月以上（給付制限期間1か月）〉

※高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。